

面会規程

（目的）

第1条 本規程は、垂水市立医療センター垂水中央病院（以下、「当院」という）における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者の尊厳の保持および療養生活の質の向上と円滑な退院支援を行うことを目的とする。

（基本方針）

第2条 当院は、患者と家族等との交流が療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

（面会方法・時間）

第3条 面会の方法および時間は以下のとおりとする。

（1）面会方法は、原則として事前予約制とし、受付時間等は以下のとおりとする。

予約受付時間 平日 10 時 00 分～16 時 00 分

面会希望日の直前の平日まで（月曜日の予約は前週の金曜日まで）

（2）入院患者 1 名に対する面会時間は、原則として以下の時間帯とする。

毎日 14 時 30 分～16 時 30 分、1 回 15 分以内とする。

診療や看護その他の事情により、病棟職員の判断で面会時間を調整することがある。

（3）急を要する場合であって、担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

（面会人数・回数）

第4条 面会人数および回数は、以下のとおりとする。

（1）1 回の面会につき、面会者は原則 3 名までとする。

（2）患者 1 名につき、週 1 回までとする。

（3）担当医師または病棟職員が、必要と判断した場合はこの限りではない。

（面会対象者の定義）

第5条 面会者は、家族・親族のほか、患者が希望する者（友人・知人等）を含めるものとする。

ただし、原則中学生以上の方とし、小学生以下の方は応相談とする。

（面会場所）

第6条 面会場所は、入院患者の病室内（多床室ではベッドサイド）とする。ただし、患者の病状等により入院している病棟の面会室で行うものとする。

（面会手順）

第7条 面会は、以下の手順にて行うものとする。

（1）面会者は、面会時間の 5 分前に来院し、各病棟のナースステーションにて「来院届」に必要事項を記入し、手指消毒および検温を行う。

（2）病棟職員は、来院届の内容および面会者の体調等を確認し、面会の可否を判断し、面会可能な場合は、病室に案内する。

（面会の実施条件）

第8条 面会者は、以下の感染対策等を遵守し、これに同意するものとする。

（1）37.0℃以上の発熱、咳嗽、咽頭痛、腹痛、下痢等の感染症を疑う症状がないこと。

（2）感染症等に罹患し、療養期間を経過していること。

- (3) 同居家族が感染症に罹患していないこと、または過去1週間以内に感染者と接触がないこと。
- (4) 院内での不織布マスクの適切な着用および入退室時の手指消毒を実施すること。

(面会の基準)

第9条 やむを得ず面会制限を行う場合は、以下の基準に基づくものとする。

- (1) 患者の感染症・症状または病状等により、医療上面会が適当でないと判断した場合。ただし、制限期間は必要最小限とする。
 - (2) 院内および地域における感染症の急激な拡大により患者の安全確保が困難な場合。
 - (3) 多数の職員が感染し、通常の診療・感染防止体制の維持が困難な場合。
 - (4) 院内感染防止対策委員会において、感染等の制限の必要性があると判断された場合。
 - (5) 制限を行う場合は、特定の患者だけでなく、公平な基準に基づいて実施する。
- 2 病状説明および患者状態が重症・終末期等の場合、担当医師が必要と判断した場合は、個別に面会を認めることがある。

(面会中の遵守事項)

第10条 面会者は、以下に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 病棟内での飲食や大声での会話、入院患者や職員等の迷惑となる行為(暴言、暴力、ハラスメント等)は行わない。
 - (2) 当該患者が入室している病室以外の病室へ立ち入らない。
 - (3) 病棟職員に無断で写真撮影・録画および録音をしない。また、許可を得て撮影した画像や音声をSNS等へ投稿しない。
 - (4) 医療機器に触れない。
 - (5) 生花等の植物や食べ物を持ち込まない。
 - (6) 酒気帯びの面会はしない。また、病院敷地内での喫煙、飲酒およびその他公序良俗に反する行為は行わない。
- 2 面会者が規定に違反、またはその恐れがあると認めたときは、直ちにその面会を中止させることがある。

(代替策の提供)

第11条 対面での面会が適当でないと判断される期間においても、以下の代替策を積極的に提示し、患者と外部の交流を維持する。

- (1) タブレット端末による面会
- (2) 手紙等の授受の支援

(周知方法および見直し)

第12条 本規程は、以下の方法により患者および家族等面会者に周知する。

- (1) 入院時の説明
 - (2) 院内掲示
 - (3) ホームページへの掲載
- 2 本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとし、関係部署の意見を踏まえた上で、医療安全管理対策委員会、または院内感染防止対策委員会の承認を得て決定する。

附 則 本規程は、2026年6月1日より施行する。